

タイトル 「平塚秦野地区交通安全大会・P T A研究発表」

講演者 県立二宮高等学校P T A学年委員会

学校名 県立二宮高等学校

講演テーマ 「自転車の交通ルールはあなたを守る 私も守る」

## 1 はじめに

二宮高校は、1978年に緑豊かな二宮町唯一の県立高校として創立され今年でちょうど40周年を迎えました。「気力、体力、学力の調和的充実と明るい豊かな人間性の育成」を教育方針としています。

## 2 交通安全活動の取り組み

- ① 平成20年より、ボランティア団体「にのみやアクティブクラブ」の協力のもと、教職員と合同で登校時は二宮駅前、下校時は工業団地、保健センター等の通学路にて交通安全指導を月に4回実施しております。
- ② P T Aでは、毎年、自転車の左側通行、イヤホン装着、2人乗り、傘持ち運転、

スマホながら運転等を項目にあげマナー違反をしている生徒に対し注意、指導を行っています。

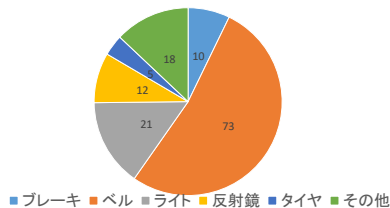
- ③ 二宮駅を利用している生徒は475人、そのうちの295人が自転車を使用しています。自宅から最寄りの駅まで、自宅から直接学校へ通学している生徒を合わせると約7割が自転車通学をしています。このような状況を踏まえ、本校では生徒の安全の為、通学自転車点検を年1回行っています。点検項目はブレーキ、チェーン、ライト、ベル、反射鏡、タイヤです。今年度の点検台数は434台で、全ての項目をクリアしたのは312台でした。

交通安全指導の様子

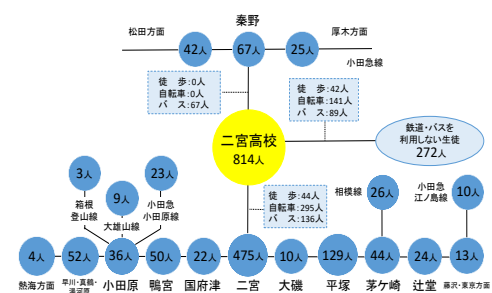


自転車点検のグラフ (全体)

整備不良車両点検内容内訳 (122台)



通学方法別生徒数



自転車点検の様子



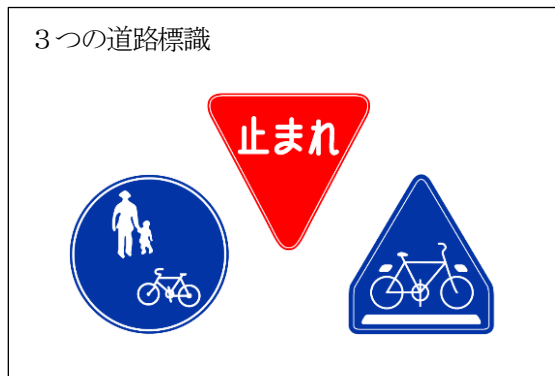
- ④ 年に1回、1年生を対象に交通安全教室を行っています。大磯警察、鴨宮自動車学校、神奈川県警察本部の方をお招きし講習していただきました。

神奈川県交通事故のうち23%が自転車の事故です。年齢で見ると16歳が多く、新生活に慣れた頃の5月と6月に多く発生しています。事故原因として一番多いのが信号無視です。14歳以上で3年以内に2回以上交通ルール違反をした場合は自転車運転者講習を受けなければなりません。講習の手数料は6000円、講習時間は3時間となっています。もし、受講命令に従わない場合は5万円以下の罰金が課せられます。

過去には自転車交通事故で高額賠償金が請求されたケースあり、事故を起こした場合は運転者とその家族に多大なる責任が生じるとお話がありました。事故を未然に防ぐために、特に覚えるべき

道路標識として「自転車および歩行者専用」「一時停止」「自転車横断帯」の3つについて教えていただきました。またそれらを踏まえて、実際に生徒が自転車に乗りながらシミュレーション走行をしました。左右の確認をしながら標識に従い走行していましたが、標識のポールや急に出てきた人にぶつかってしまったり、一時停止を無視して原付バイクにひかれてしまったり、信号無視をしたり、二段階右折が出来なかったりと、色々なところに危険が潜んでいることを教わりました。

自転車は歩行者にも車にもなります。標識と交通ルールを幼い時から学ぶ必要性や日ごろから近所や学校付近の危ない場所の把握をすること、また地域の皆さんと連携し生活と安全を考えることも大切なポイントだと学びました。



- ⑤ 自転車点検時にベルの不備が一番多く、ベルを鳴らすことについての疑問から、自転車の交通ルールは難しく大人でも知らないことがわかりました。そこで全校生徒に「自転車の交通ルールと安全な乗り方テスト」と「あなたの自転車安全

利用度チェック」を行うことにしました。

学年、男女で正解率に差はなく、残念ながら全問正解者は3名でした。チェックリストはほとんどの生徒が安全をクリアしていました。

次ページに同様のテストとチェックがありますのでご自宅でやってみてください。

## 【自転車の交通ルールと安全な乗り方テスト】

学年 1 / 2 / 3 性別 男 307人 / 女388人 全695人

通学方法 電車425人 / バス310人 / 自転車472人 / 徒歩197人（複数回答可）

正しいものには○印を、誤っているものには×印を記入してください。

正解率

問1	自転車は、法律上は軽車両であり、自動車と同じく車両に分類される。	63%
問2	自転車の運転者が13歳未満の子どもの場合は、「自転車歩道通行可」の標識がなくても、歩道を通行できる。	64%
問3	歩道で自転車どうしが行き違うときは、相手の自転車を左に見るようにしてよけるのがよい。	59%
問4	自転車に乗って歩道を走る場合、歩行者とすれ違いができないときは、早めにベルを鳴らして歩行者によけてもらわなければならない。	70%
問5	自動車用信号機が黄色を示しているとき、自転車は他の交通に注意して進むことができる。	62%
問6	自転車どうしで交通事故を起こしたときは、相手と話し合いがつけば警察に届け出をしなくてよい。	52%
問7	「TSマーク」は点検日から3年間有効の賠償責任・障害保険がついている。	18%
問8	踏切では、必ず自転車から降りて安全を確かめた後、自転車に乗って素早く渡る。	50%
問9	「自転車通行可」の標識がある歩道では、歩行者よりも自転車が優先になる。	80%
問10	昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければならない。	86%

### 【あなたの自転車安全利用度チェック 】

- 自転車ではいつも車道を走ってる。歩道は例外。
- 車道ではいつも左側を通行している。
- 自転車が走れる歩道では、車道よりを徐行し、歩行者優先している。 0~4個198人
- 二人乗りはしない 5~8個467人
- 友人や家族などと並んで道路を走ることはない。
- 暗くなったら必ずライトをつけて走っている。
- 「止まれ」の標識があるところでは、必ず一時停止してる。
- 信号無視はしない。

答え

1:○ 2:○ 3:× 4:× 5:× 6:× 7:× 8:× 9:× 10:○

結果は下記の間違えが多かったです。  
 ・ワースト1は問7で『TSマークとは1年間有効の傷害賠償と賠償責任保険がついている。』が正解です。  
 ・ワースト2は問8で『踏切では必ず自

転車は降りて渡ります。』が正解です。  
 ・ワースト3は問6で『自転車どうしで交通事故を起こした場合は交通事故の状況などを警察に届ける必要があります。』が正解です。

高校生が知らないうちにやってしまいそうな違反を紹介します。



- ・信号無視
- ・一時停止違反
- ・追い越し方法違反
- ・交通事故報告義務違反

→3ヶ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金



ライト点灯の意味  
①自分の前方10mの安全確認  
②自分の存在を周りに知らせる

- ・無灯火
- ・警音器吹鳴義務違反
- ・泥はね運転
- ・公安委員会遵守事項違反
- ・合図不履行,合図制限違反

→3ヶ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金



- ・並進違反
- ・自転車の通行区分違反
- ・歩道の歩行者妨害
- ・警音器使用制限違反

→3ヶ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金

### 3 交通安全を実施して感じたこと

自転車事故では高額な賠償金、違反をすれば罰金が発生することが多くあります。誰もが自転車に幼いころから慣れ親しんでいます。幼稚園のころから練習を始め、通学、通勤に使いやがて子どもを乗せて走る日も来るでしょう。年配の方は荷物があるときなどは歩くより楽だとおっしゃる方もいます。自転車は身近で便利ですが、一方で車両であり、ひとたび事故を起こせば双方が大きな傷を負う危険な乗り物になってしまいます。思いもよらない事故で人生が壊れてしまわぬよう、ルールを守り安全運転に努めること、また、自転車の定期的な整備点検は欠かせないことをこれからも折に触れ生徒たちに伝えていきたいと思っています。